

特集 **基本的人権の実現**

一人ひとりが輝ける世界

世界中の誰もが“恐怖と欠乏”におびえることなく、安心して暮らし、必要な情報を手に入れ、自分の権利や意見が尊重される社会を目指して——
日本は途上国に向けて
法律の整備、警察、メディアなどの分野で協力を行っている。

文●光石達哉 写真●松本雄一

② 信頼できる警察とともに暮らしを守る



治安を守るべき警察が不当に市民を拘束したり、市民に対して暴力を用いたりするようでは市民が安心して暮らすことはできない。JICAは東南アジアや中南米で、交番・駐在所を中心とした日本式の地域警察の普及に協力し、市民と警察の信頼関係を基礎とした治安改善に取り組んでいる。

① 権利を守る 法や制度を作る



「他人から損害を受けたときの賠償の範囲や、請求のための訴訟の手続きなどを定めた民法・民事訴訟法」「刑事事件での被疑者の権利や証拠の取り扱いなどを定めた刑事訴訟法」など、法律の整備・運用に協力している。生まれや社会的地位に関係なく「法の下に平等」であることが基本。

“誰も取り残されない”社会を目指して

④ 企業とともに権利を守る



途上国で国内外の企業が活動を行い経済が発展していく一方で、労働者が劣悪な環境で働かされたり、環境が破壊されたりするのは人権の侵害に当たる。JICAは、市民がビジネスによる負の影響を受けないようにするための、企業との新たな連携の姿を模索し始めた。

③ 正しい情報を得る 権利を実現



政府の影響を受けやすい国営放送、スポンサーの影響を受けやすい民放だけでは、国民が正確かつ中立な情報にアクセスできず、正しい判断を行うのも難しい。JICAは、政府や民間企業から独立した公共放送局の設立・運営に協力し、国民の知る権利の実現を後押ししている。

エルサルバドルではJICAの協力によって市民と警察の間の信頼構築が進む。子どもと触れ合いながらスポーツマンシップを教える警察官。

「恐怖と欠乏」から世界中の人々を救う

JICAは、途上国における人々の基本的人権の実現のために、おもに①法整備、②警察、③メディア・ジャーナリズムの分野で協力を行っている。さらに最近では新たな分野として、④ビジネスと人権の課題にも取り組もうとしている（左ページ上参照）。

その根本の理念となるのが、日本国憲法前文の一節「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、ひとしく自由で満ちた生活を送るべきことを確認する」である。

「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ」るためには、世界中の一人ひとりの人身の自由表現の自由、経済活動の自由、政治に参加する権利、裁判を受ける権利など基本的人権が保障されることが不可欠だ。

一方、途上国では法律が未整備だったり、法の運用や執行に問題を抱えていたり、情報へのアクセスが阻害されたりといった状況が存在する。権利や自由が保障されず、人種や民族によって差別されたり、不当に拘束されたりといっ

た「恐怖と欠乏」の中で生活している人々も多い。

途上国の社会・文化を尊重してともに考える

日本は明治維新以降、外国の法律や司法制度を学びながら、自国の社会・文化に合うように適用して受け入れてきた。たとえば、明治時代半ばにフランス人の法律家などが中心となって民法典が起草されたが、日本の家族制度や社会に合わないとの批判から施行されず、より日本の実情に合った法律が新たに作られた。これらは欧米の国にはない日本独自の経験だ。

日本はこうした過去の教訓を生かして、途上国を支援する際には自らの考えを押しつけるのではなく、その国の文化や社会を尊重し、実情に合ったものを作るべく、法律の条文ひとつひとつまで議論を交わしながら進めている。

法整備以外でも見られるこうした途上国に寄り添う日本の協力の姿勢は、これまで世界の多くの国々に受け入れられている。これは長い時間と忍耐が必要な取り組みであるが、基本的人権が尊重された安心・安全に暮らせる社会の実現に通じることにつながるのだ。